

〒141-0031

東京都品川区西五反田 6-24-15

Y. BLDG 5F

グラウクス株式会社 様



公益財団法人 日本自然保護協会

日頃より、当会の活動にご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

このたびは、当会の活動にご寄付を賜り、深く感謝申し上げます。いただいたご寄付は、日本の美しい自然を守り、次世代に引き継ぐ活動に大切に使用させていただきます。

今後とも変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

※日本自然保護協会は公益財団法人の認定を受けています（認定日および法人登記日 2011 年 4 月 1 日）。
この領収書は、下記の寄付税制の適用を受ける場合に必要となりますので、大切に保管してください。

【法人の方へ】

※当会への寄付金は、特定公益増進法人への寄付に該当しますので、法人税法施行令において一般の団体への寄付とは別枠の税制上の優遇措置を受けることができます。

【個人の方へ】

※当会への寄付金は、所得税法施行令において税制上の優遇措置を受けることができます。
※当寄付金は、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしています。
(府益担第 959 号、平成 28 年 8 月 29 日)
確定申告の際は「所得控除」「税額控除」のどちらか有利な方式を選択いただけます。

2017 年 6 月 30 日

領 収 書

グラウクス株式会社 様

東京都品川区西五反田 6-24-15

Y. BLDG 5F

¥ 92,280-

但し、当会の公益目的事業に関わる寄付金として、上記のとおり受領いたしました。

〒104-0033 東京都中央区新川 1-16-10 ミトヨビル 2F

公益財団法人 日本自然保護協会

理事長 亀山 章

TEL. 03-3553-4101 FAX. 03-3553-0139

当会は公益財団法人のため、会費と寄付金が年間2,000円を超えた分は、税控除の対象となります。

確定申告の際にご利用ください。

* 寄付金の領収書については、入金を確認した時点で別途お送りしております。

* 1,000円未満の寄付金については通常領収書をお送りしていませんが、必要な場合は、ご連絡ください。

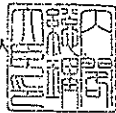
* 自然観察指導員登録料は寄付金ではなく、控除の対象とならないため、本領収証の金額には含まれておりません。

* 領収書の再発行はできませんので、確定申告時まで大切に保管してください。

財団法人日本自然保護協会
田畑 貞寿 殿

府益担第2031号
平成23年3月25日

内閣総理大臣
菅 直人



認定書

平成22年10月15日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

府益担第959号
平成28年8月29日

公益財団法人 日本自然保護協会
代表者・龍山 肇

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成28年8月29日 から 平成33年8月28日 まで